

要求書受領に係る対応概要

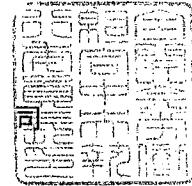
日 時	場 所	出席者		発 言 要 旨
		当 局 側	職 員 团 体 側	
平成27年6月29日(月) 8:45～8:55(10分間)	札幌第1合同庁舎 15階1・2号会議室	北海道開発局 北海道開発局長 岡部 和憲 開発監理部長 山崎 弘善 開発監理部次長 對馬 一修 職員課長 松山 憲夫	全北海道開発局労働組合 中央執行委員長 高倉 司 書記長 熊倉 輝人 中央執行委員 服部 雅欣	<p>○ 職員団体側 2016年度勤務条件改善要求を取りまとめたが、各項目とも重要な勤務条件の改善要求であることを強く受け止め、改善に向けた最大限の努力を求める。</p> <p>○ 当局側 交渉議題等については、予備交渉において整理することとした。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

2015年 6月29日

北海道開発局

局長 岡部和憲 殿

全開発労働組合
中央執行委員長 高倉



2016年度勤務条件改善に関する要求書

北海道開発局に勤務する私たちは、定員削減による厳しい定員配置の状況にありつつも、膨大な事業量に対応するため、劣悪な勤務条件のもと開発事業推進に日夜努めています。

超過勤務の縮減や健康管理など職員の勤務条件を改善するためには、業務改善はもちろん定員をはじめ、組織、級別定数、施設・機械等の改善が必要であることは言うまでもありません。2016年度予算概算要求期にあたり、職員の勤務条件を改善するための事項について、以下のとおり要求を取りまとめましたので、貴職におかれでは、組合の意見を十分に聞くとともに職場実態を十分把握し、本省等関係機関への働きかけを含め当局の責任において勤務条件の改善の努力をされるよう要求します。

要求事項

1. 以下について、人事院等関係機関へ働きかけ、職員の給与水準を改善すること。

- ①2015年の給与改定勧告にあたっては、月例給与水準の引上げ勧告を行うこと。また、較差の配分等については、早い段階から公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。
- ②一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を引上げること。
- ③諸手当については、官民較差の見通しを踏まえ、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告作業を進めること。また住居手当及び特地勤務手当は、次の通り改めること。
 - 1) 住居手当については、国家公務員宿舎の削減及び宿舎料等の段階的引上げを踏まえ、総合的に改善すること。
 - 2) 特地勤務手当については、病院や学校などの周辺施設実態を正確に捉え、対象地域の拡大や該当範囲の拡大など改善に努めること。

2. 以下について改善し、職員の超過勤務を縮減すること。

- ①必要な定員を確保するとともに、当面の要員不足解消に必要な非常勤職員を雇用すること。
なお、新たな定員削減の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、一方的に実施しないこと。
- ②本府省における在庁時間削減の取り組み状況を踏まえ、その取り組みを継続、拡大・深化させることとし、在庁時間の一層の削減に努めること。
- ③人事院が定めた他律的業務を含む超勤上限目安時間については、完全に遵守できるよう指導を強化すること。
- ④②及び③の取り組みに基づき、厳格な勤務時間管理と実効性ある超過勤務縮減策を取りま

とめ、直ちに実施すること。

⑤超過勤務の着実な縮減に向け、本省等関係機関に対し積極的役割を果たすよう働きかけること。

3. 以下について改善し、雇用と年金の確実な接続を図ること。

①希望する職員全員のフルタイム官職の再任用が図られるよう努力すること。

②やむを得ず短時間勤務の官職に再任用となった場合も、諸手当の支給や官舎入居など勤務諸条件にフルタイム官職との差を生じさせないこと。

③雇用と年金の確実な接続に向け、「定年延長」を早期に実現するよう本省等関係機関に働きかけること。

④再任用職員の給与制度上の措置についての検討にあたっては、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づき行うよう本省等関係機関に働きかけること。

4. 以下の組織(機構)関係について改善し、職員の待遇を改善すること。

①組織の統廃合の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、意見一致しないものは一方的に実施しないこと。

②級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。

③事業に必要な課・係(事業所等含む)を新設すること。

④スタッフ制を拡大すること。

⑤部局企画官等を新增設すること。

⑥部局専門官・開発専門職等を拡大すること。

5. 以下の級別定数関係について改善し、職員の待遇を改善すること。

①行(一)関係

イ. 部局課長補佐・上席専門官の5級枠を拡大すること。

ロ. 専門官・係長・開発専門職の4級枠を拡大すること。

ハ. 開発専門職・主任の3級枠を拡大すること。

二. 再任用職員の3級枠を拡大すること。

②行(二)関係

イ. 現行標準職務表を改正し、部下数制限を撤廃すること。当面は、5.4級について部下数の一層の緩和を行うこと。

ロ. 一定の号俸・経験年数に達した者は全て上位級に昇格させること。当面は、必要在級年数の緩和を行うこと。

ハ. 再任用職員の3級枠を確保すること。

6. 以下の項目を改善し、非常勤職員の待遇を改善すること。

①非常勤職員(期間業務職員)の給与を引き上げること。

②「非常勤職員給与決定指針」について、その遵守を徹底すること。

③期間業務職員制度について、職場実態から制度の課題について検証し、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう本省等関係機関に働きかけつつ、適切な運用に努めること。

④非常勤職員(期間業務職員)の雇用にあたっては、雇用期間満了後も正規の手続きに基づき継続雇用すること。

⑤休暇制度の改善に向けて、実態に見合った改善となるよう職場実態を基に本省等関係機関に働きかけること。

7. 別紙の庁舎・宿舎等について改善を図り、職員の職場環境及び宿舎環境を改善すること。

①新築(内訳別紙)

②増改築(内訳別紙)

③特別修繕(内訳別紙)

8. 別紙の建設機械・船舶等について改善を図り、職員の安全管理を徹底すること。

9. 特別健康診断経費等について改善を図り、職員の健康安全管理を徹底すること。

①人事院規則10-4第20条及び人事院規則10-5第26条の規定に基づく特別健康診断の完全実施に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。

②人事院規則10-4の規定に基づく職員の身体生命の安全保持のための対策強化に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。

10. 以下の福利厚生施策について改善を図り、職員の健康安全管理を徹底すること。

①メンタルヘルスに問題を抱える職員が増加していることから、「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づいた心の健康診断、カウンセリングや「試し出勤」など復職支援施策の着実な推進を図ること。

②パワーハラスメントについて、この間の民間動向を踏まえるとともに、人事院の調査結果を検証しつつ、厚生労働省が定める定義の基、適切な対策を講じること。

11. 職員の勤務条件改善のため、特殊勤務手当について改善すること。

①新設 (内訳別紙)

②適用範囲拡大 (内訳別紙)

③既適用手当の増額等 (内訳別紙)

12. 職員の勤務条件改善のため、その他の手当について改善すること。

既適用手当の増額等 (内訳別紙)

13. 工事諸費等予算を確保し、超勤縮減方策をはじめとする業務改善方策が十分実行できようすること。

14. 男女平等の公務職場の実現に向けて、以下の取り組みを強化すること。

①「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施に向けた指導、メンターリング制度の実効性確保に向けて取り組みを強化すること。

②育児休業及び育児のための短時間勤務について、非常勤職員を含めて制度を十分に活用できるよう周知と取得しやすい職場環境の整備を図るとともに、「第3次男女共同参画基本計画」及び「日本再生戦略」に基づき、2020年までに男性の育児休業取得率13%を達成できるよう、実効ある具体的促進策を講じること。

③これらの取り組みの強化、着実な実施に向け、本省並びに関係機関として積極的役割を果たすよう働きかけるとともに、公務員連絡会と十分交渉・協議しながら、作業を進めるよう働きかけること。

15. 国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所について

①寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件が、北海道開発局の職員と同等に確保されるよう指導すること。

②北海道開発事業推進に必要な寒地土木研究所の研究と、そのための円滑な研究体制が維持されるよう業務及び運営費交付金を確保すること。

16. その他

公務職場に外国人の採用、障がい者雇用を促進すること。そのために必要な職場環境の整備を行うこと。

以上

(別 紙)

2016年度

庁舎・宿舎等改善要求内訳

2016年度営繕要求

(区分 官庁 営繕)

要求区分	部局	要 求 内 容	要 求 理 由	備 考
新築	札幌	庁舎	昭和40年に建設されており、老朽化が著しい。また、O.A機器の導入により狭隘。実態として、情報機器の分散や会議スペースの不足など、業務処理の一元化、体系化に支障。	H5継
増改築	室蘭	庁舎（文書庫の増築・文書庫、6F書庫の配置換え等）	狭隘・効率性	S63継 (配置換H11継)
	函館	書庫・物品庫の新增設	狭隘・物品の大型化	物品庫H23継 書庫 H22継
特別修繕等	札幌	【車庫前ロードヒーティング】 【構内舗装補修】	危険防止、凹凸解消	H20継
	室蘭	駐車場確保	狭隘・環境改善	H17継
	旭川	文書庫拡大・空調設備の改善	環境改善	H20継
	稚内	庁舎東階段の手すり新設	転倒等危険防止	H25継
	網走	冷暖房設備の改修・執務室拡張（契約）	冷暖房機能の改善・環境改善	
	帯広	空調設備改修	環境改善	H25継

2016年度営繕要求

1

(区分 事業営繕)

部局	課 所	改善区分	要 求 内 容	要 求 理 由	備 考
函館	函館道路事務所	新築	書庫・資材庫	狭隘・事業箇所増加	H19継
	函館港湾事務所	改修等	庁舎ボイラー及び暖房設備・冷房設備	老朽化・環境整備・塩害老朽化	H22継
	江差港湾事務所	新築	車庫	狭隘(1台は外に駐車)・塩害老朽化	H23継
室蘭	日高道路事務所	補修等	書庫(旧合宿所)屋根	老朽化	H25継
		補修等	フェンス・排水溝・舗装補修	老朽化・破損	H25継
		新設	門扉の設置	防犯対策	H24継
	沙流川ダム建設事業所	増改築	OAフロア化・床タイル張り替え	老朽化	H25継
旭川	富良野道路事務所	増築	事務室・書類保管庫	職員像、狭隘等	H18継
		改修	富良野除雪ST	老朽化	H18継
		新築	金山除雪ST	老朽化	H18継
	サンルダム建設事業所	改修等	空調設備設置・電気設備改修	環境整備	H24継
稚内	浜頓別道路事務所	新設	エアコン新設	環境改善(花粉症対策等)	H25継
網走	遠軽道路事務所	更新	事務所閑障の更新	破損	H25継
釧路	根室農業事務所	増築	事務室・書類保管庫	狭隘等(増員による)	新規

2016年度営繕要求

(区分 宿舎)

1

部局	個所	改善区分	要 求 内 容	要 求 理 由	備 考
室蘭	平取町職員宿舎	補修等	カビ対策	環境整備	H25継
	全独身寮	改修等	キッチンの設置	環境改善	H22継
	(宿舎全体)	補修等	建替、集中給油方式、湯沸器設置、網戸設置、気密向上、駐車場整備確保等、内部塗装、敷地舗装、便器改善、浴室狭隘改善、物置整備、襖張替、防湿対策、床補修・断熱防寒対策など	環境整備	S63継
函館	全宿舎(駒場・廃止予定除く)	補修	水道管交換・床、内壁部材交換・網戸、サッシ交換	環境改善	H25継
		改修等	ユニットバス化・給排水設備改修・物置改修	環境改善 老朽化	H25継
	江差地区	新築	単身寮・独身寮	宿舎老朽化・合宿所の廃止	H3継
	江差豊川宿舎	改修等	ユニットバス化・内窓のサッシ化(D・G)・物置立替・水道管交換(F・G)・洗濯用排水口整備・駐車場改善	老朽化	H7継(F)
	駒場宿舎	新築	駐輪場設置	老朽化・スペース不足	H17・20継(G) 駐車H23継
	昭和2丁目宿舎	新築	世帯型	老朽化	新規
	梁川20番宿舎	新設	フェンス・チェーン等の設置	防犯対策	H23継
	今金412番	補修等	フェンス補修・入り口コンクリート壊撤去	老朽化等・事故防止	H23継
旭川	旭川市花咲3丁目	改修	駐車場確保	環境整備	H17継
	富良野宿舎	新築	世帯型宿舎	職員全員分の戸数がないため。	H18継
	富良野市扇町	増改築	部屋及び物置	狭隘	H18継
	サンルダム建設事業所	新築	世帯型	職員全員分の戸数がないため。	H24継
	富良野地域農業開発事業所	新築	世帯型	職員全員分の戸数がないため。	H24継
釧路	根室農業事務所	増設	必要な戸数の確保、世帯向けcタイプ官舎の戸数の確保	職員全員分の借上げ戸数がないため。 現在の借上官舎は、世帯には狭すぎるため。	新規
留萌	幌延河川事務所	増設	必要な戸数の確保、世帯向けcタイプ官舎の戸数の確保	職員数に対して戸数が足りていないため。 世帯用宿舎が全く無いため。	新規

(別 紙)

2016年度

建設機械・船舶等要求内訳

2016年度建設機械等要求支部別一覽

2016年度機械船舶等要求

1

機械名	規格	部局	配置個所	増・更別		被更新対象機械		増強・更新の理由	備考
				増強	更新	規格	管理番号		
連絡車	4×4	札幌	総務課		○	4×4	18-1	老朽化(204,000km)	新規
	4×4	札幌	総務課		○	4×2	19-101	老朽化(148,900km)	新規
	4×4	札幌	総務課		○	4×2	15-801	老朽化(124,900km)	H25継
	4×4	札幌	総務課		○	4×4	18-71	老朽化(182,200km)	H25継
	4×4	札幌	総務課		○	4×4	19-71	老朽化(186,000km)	H25継
	4×4	札幌	総務課		○	4×4	18-201	老朽化(180,000km)	H25継
	4×4	札幌	総務課		○	4×4	20-101	老朽化(176,000km)	新規
	4×4	札幌	総務課		○	4×4	18-805	老朽化(203,000km)	新規
	4×2	小樽	総務課		○	4×2	15-802	老朽化	H25継
	4×4	函館	総務課		○	4×4 5人	18-2	老朽化(194,967km)	自縫車輛 新規
	4×4 7人	函館	今金河川		○	4×4 7人	13-152	老朽化(299,046km)	自操車両 H23継
	4×4	函館	今金河川		○	4×4	15-105	老朽化(330,071km)	自縫車輛 H23継
	4×4 5人	函館	江差道路		○	4×4 5人	17-73	老朽化(219,993km)	自縫車輛 H25継
	4×4 7人	函館	江差道路		○	4×4 7人	18-12	老朽化(230,939km)	自縫車輛 H25継
	4×4 5人	函館	江差道路		○	4×4 5人	18-72	老朽化(215,684km)	自縫車輛 H25継
	4×4	室蘭	総務課		○	4×4	18-5	老朽化(247,587km)	自走車両 H24継
	4×4	室蘭	総務課		○	4×4	19-401	老朽化(278,135km)	H25継
	4×4	室蘭	総務課		○	4×4	19-74	老朽化(191,734km)	自操車両 新規
	4×4	室蘭	総務課		○	4×4	19-803	老朽化(183,709km)	新規
	4×4	室蘭	総務課		○	4×4	20-28	老朽化(184,247km)	新規
	4×4	室蘭	総務課	○		4×4		慢性不足・緊急時対応	RV車両 新規
	4×4	旭川	名寄農業開発事業所	○		4×4		新規地区ができたため	新規
	4×4	留萌	総務課		○	4×4	18-302	老朽化(230,244km)	H23継
	4×4	留萌	留萌開発		○	4×4		慢性不足・緊急時対応	H23継
	4×4	網走	遠軽道路開発事務所		○	4×2	24-40	現場の悪路に対応するため	H25継
	4×4	網走	網走道路事務所	○		4×4		冬の現場を走れないとため	SUV車両 新規

2016年度機械船舶等要求

2

(別 紙)

2016年度

特殊勤務手当・その他の手当要求内訳

2016年度特殊勤務手当等要求

要求区分	手 当 の 名 称	要 求 理 由	要 求 個 所	備 考
業 務 手 当 支 付	①占用交渉手当	違法占用物件が年々増大しており、かつ占用物件の占用料金を支払わない者等の対応も増加し、また関係者との対応は相手の都合により夜間が多く、肉体的にも精神的にも苦痛を伴う業務である。		

要求区分	手 当 の 名 称	要 求 理 由	要 求 個 所	備 考
適用範囲拡大	①用地交渉等手当	第1回目（説明段階）からの適用。		
	②道路上作業手当	警報発令下における道路パトロール業務に従事		
	③高所作業手当	斜度40度以上測量調査。急斜地の地質調査。		
増 額 付	①高所作業手当 ②道路上作業手当 ③用地交渉等手当	単価の改定用地交渉手当		